

吉野熊野国立公園  
(田辺地域)

管理運営計画書

令和4年3月25日  
環境省 近畿地方環境事務所



## 目次

I. 管理運営計画作成の経緯 .....	1
II. 管理運営計画区の概況 .....	2
III. ビジョン・基本方針 .....	12
(1) ビジョン .....	12
(2) 基本方針 .....	14
IV. 管理運営方針 .....	16
(1) 田辺・白浜・みなべエリア（田辺市、白浜町、みなべ町） .....	17
(2) すさみ・日置・椿エリア（すさみ町、白浜町） .....	24
V. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 .....	28
1 許可、届出等取扱方針 .....	28
2 公園事業取扱方針 .....	37
VI. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項 .....	41
VII. 参考資料 .....	42



## I. 管理運営計画作成の経緯

吉野熊野国立公園は、昭和 11 年 2 月 1 日に指定された国立公園であり、最近では平成 27 年 9 月 24 日に田辺南部白浜海岸県立自然公園及び熊野枯木灘海岸県立自然公園の区域、並びにその周辺海域が国立公園区域に拡張された。

管理運営計画は、地域の実情に即した国立公園管理運營業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的としている。

吉野熊野国立公園における現行の管理計画については、吉野地域管理計画及び熊野地域管理計画の 2 つがある。吉野地域管理計画は、奈良県に係る吉野山、大峯山脈、大台ヶ原山地域と三重県に係る大杉谷地域を対象として平成 13 年に策定され、熊野地域管理計画は和歌山県東牟婁郡串本町から三重県尾鷲市までの海岸線沿いと那智山、十津川、北山川を含む熊野川の中下流域を対象に平成 12 年に策定された計画である。一方で、平成 27 年に国立公園に拡張された田辺地域（日高郡みなべ町、田辺市（本宮町を除く）、西牟婁郡白浜町、すさみ町の 4 市町を指す。以下、「本地域」という。）を対象とした管理運営のための計画は未作成であったことから、新たに本地域の管理運営計画を作成することとした。

国立公園の管理運営計画の作成及び管理運営の推進に際しては、「国立公園における協働型管理運営の推進について」（平成 26 年 7 月 7 日、自然環境局長通知）において、地域の関係者が参画する協議会（総合型協議会）を設置して検討することとされている。そのため、本地域においても、国立公園の管理運営を地域の様々な主体が協働して行う仕組み（協働型管理運営体制）を構築することを目指し、令和 2 年 2 月に地域の行政機関及び関係組織を構成員とする「吉野熊野国立公園田辺地域連絡協議会」を設置した。本地域の適正な保全及び利用の推進を図るため、本協議会においては、本地域の目指すべき姿であるビジョン、そのビジョンを実現するために必要な取組の方向性を示した管理運営方針、公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項等を検討し、決定した内容は本計画に位置付けた。

## Ⅱ．管理運営計画区の概況

吉野熊野国立公園は、紀伊半島の中央部から南部にかけて、三重、奈良、和歌山の3県にまたがって位置し、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込む場所での大地の形成過程を示す特徴的な地質現象に起因する変化に富んだ山岳、河川、海岸の連続的かつ大規模な景観と、黒潮の影響も受けた海域の景観を特徴とし、これらの自然の中で育まれた熊野信仰や修験道などの山岳宗教やそれらと密接に関わる歴史文化に起因する文化景観を併せ持つ一体的な区域を有する国立公園である。そのことから、本公園のテーマは「幽玄な山々、深い渓谷、黒潮流れる南海～森川海の繋がりと悠久の歴史・文化に出会う～」と設定されており、紀伊半島の豊かな自然と歴史・文化を感じられる国立公園として、風致景観の保全と適切な利用を推進するものとしている。

本公園は大きく3つの管理運営計画区に区分され、このうち本地域は、みなべ町からすさみ町までの多様な海岸地形が見られる沿岸部とその周辺海域を中心とし、内陸部に位置するひき岩群や奇絶峡等を含む地域である。本地域の沿岸部には、隆起や沈降といった地殻変動や海水準変動、浸食作用により海岸段丘や入り江、多島海景観など多様な海岸地形が形成され、地質や環境の違いなどを反映して海食崖、海食洞、海食台、岩礁、礫浜、砂浜、干潟などが発達し、変化に富んだ海岸景観を呈している。また全域を通して、島しょや社寺林を中心に自然度の高い暖地性植物群落が維持され、重要な景観要素となっている。動物相としては、砂浜・礫浜に上陸・産卵するアカウミガメや、洞窟を繁殖地とするユビナガコウモリ、陸地から離れた島しょを繁殖地とするウチヤマセンニュウを始めとした鳥類等に特徴がある。本地域の海域には、黒潮の影響により、温帯域でありながら、サンゴ群集を始め、亜熱帯性の海洋生物が生息・生育し、色鮮やかな海中景観が広がるとともに、岩礁、藻場などが分布する浅海域や干潟、砂浜、礫浜などの潮間帯を中心に海洋の浄化能力に優れ、海洋生物の産卵や育成に欠かせない生息域として、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支える大切な存在となっている。

また、本地域は世界文化遺産にも登録されている熊野古道の一部が通っており、熊野信仰と密接に関わる文化景観も特徴となっている。そのほか、本地域で特徴的な地形・地質を有する地点は、日本ジオパークに認定されている「南紀熊野ジオパーク」のジオサイトにも登録されている。



吉野熊野国立公園

図 1. 吉野熊野国立公園の管理運営計画区

## ① 地形、地質

本地域は、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込むことに起因する隆起や沈降といった地殻変動や海水準変動、海や河川による浸食や堆積によって、多様で特徴的な海岸地形が形成されている。また、平坦地に乏しく、岬と入り江、砂浜が交錯し複雑な海岸となっており、岩礁には、海食台が広い範囲にわたって分布し、田辺湾では多島海景観が見られる。大きな河川の河口付近には、沿岸流の影響を受けて礫浜や砂浜が形成され、代表的なものとして、日置川河口北の延長 2.8km に及ぶ日置大浜（礫浜）などがある。

本地域を含む紀伊半島は、大きく分けて約 7,000 万年前～2,000 万年前に形成された付加体（約 7,000 万年前～6,000 万年前の龍神付加体、約 6,000 万年前～5,000 万年前の音無川付加体、約 5,000 万年前～2,000 万年前の牟婁付加体）、約 1,800 万年前～1,500 万年前に形成された前弧海盆堆積体（田辺層群、熊野層群）、約 1,500 万年前～1,400 万年前に形成された火成岩体（熊野酸性火成岩類、潮岬火成複合岩類）の 3 つの地質体からなり、海岸部の隆起と浸食により地表面に表出した地層からは、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込む場所での大地の誕生のメカニズムを通して、日本列島の形成過程の一端をうかがい知ることができる。

このうち、本地域の広範囲に分布している牟婁付加体は、深海の海溝に海底扇状地を形成して堆積した、泥岩層、砂岩泥岩互層、砂岩層及び礫岩層の厚い地層からなり、海洋プレートの沈み込みに伴って、海溝陸側に強く押し付けられ、断層で切り取られて変形・褶曲して付加体となったものである。すさみ町の岩礁域にあるフェニックス褶曲は、プレートの沈み込み運動のダイナミックさを示すものとして、世界的にも有名な褶曲露頭である。

みなべから日置にかけての地域には、音無川付加体と牟婁付加体を不整合に覆う前弧海盆堆積体の田辺層群が半円状に分布する。田辺層群は、砂岩及び泥岩を主とし、礫岩を伴っており、貝化石やウニ化石を豊富に含んでいる。白浜町千畳敷や見草崎では、浅海底をすみかにした生物の痕跡（生痕化石）も観察できる。また、田辺市鳥ノ巣半島や白浜町権現崎では、田辺層群上部層に泥質な下部層が高い間隙水圧によって貫入した泥岩岩脈が見られるが、これは地下に伏在する泥ダイアピル（地震などをきっかけに地下深くの泥が液状化し、上の地層の中に割り込んでできた貫入岩体）を起源とするものである。白浜町袋周辺では、この泥ダイアピルが海底に泥火山として噴出し堆積した地層が見られる。これらは学術的にも貴重である。



## ② 気象

本地域の気候は、黒潮の影響を受けて年間を通じて比較的温暖であり、気温の日較差が小さいのが特徴である。気象庁南紀白浜観測所の平成21年から平成30年までの10年間の観測データでは、年平均気温17.1℃、年平均降水量2,110mmとなっている。

表1. 本地域の月別気象概況（平成21年から平成30年までの10年間平均）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均/計
平均気温(℃)	日平均	6.7	7.8	10.9	15.3	19.4	22.4	26.3	27.6	24.5	19.9	14.6	9.2	17.1
	最高	10.4	11.7	15.0	19.3	23.4	25.8	29.6	31.2	28.3	23.9	18.5	12.9	20.8
	最低	3.2	3.9	6.4	11.0	15.4	19.5	23.7	24.7	21.2	16.4	10.8	5.6	13.5
降水量(mm)		59.7	112.8	143.0	139.9	159.3	282.8	239.5	212.6	302.2	235.7	137.9	84.8	2110.0
1mm以上降雨日数(日)		4.8	7.8	8.9	9.7	9.1	13.1	9.7	7.1	11.3	9.7	7.6	6.1	104.9

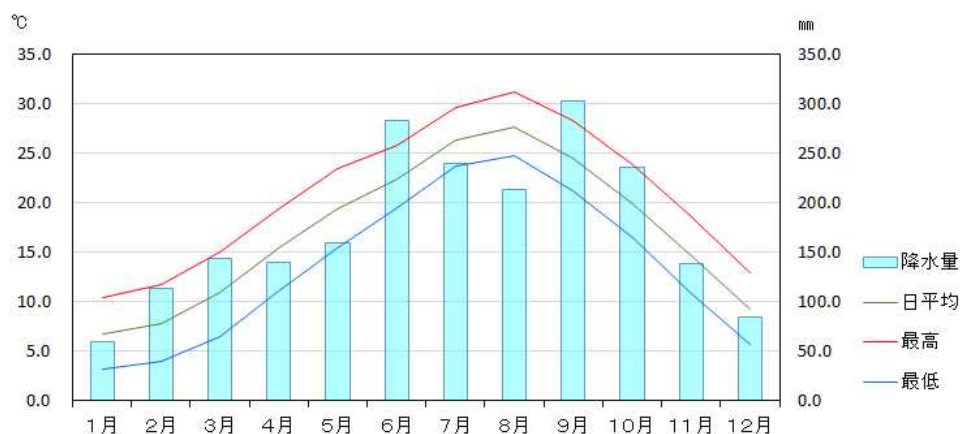


図2. 本地域の降水量、気温の月変動（平成21年から平成30年までの10年間平均）

出典：気象庁南紀白浜観測所観測データを基に作成

## ③ 植生

本地域は、ほとんどが海岸部であり、植生はウバメガシやスダジイ、アラカシ等を主とする常緑広葉樹の二次林が多く見られる。枯木灘側の自然林は、スダジイ、タブノキ、ホルトノキ等の照葉樹から成り、その中にイヌマキ、イブキを交える森林で、<sup>いなづみじま</sup>稲積島、<sup>えすぎま</sup>江須崎、沖ノ黒島等に見られる。下層にはハカマカズラ等のツル植物やオオタニワタリ等の希少なシダ植物が見られる。南部湾に浮かぶ<sup>かしま</sup>鹿島のタブノキ林、田辺湾に浮かぶ<sup>かしま</sup>神島のムクノキ・バクチノキ林を始め、島しょ部には自然林が残されている。また、白浜町権現崎の熊野三所神社には、珍しいホルトノキ・タブノキ林が

残存している。これらは海岸性の暖地性植物群落の特徴を表しており、紀南の自然植生景観として非常に貴重である。

一方、内陸部のひき岩群や奇絶峡<sup>きぜつせきとう</sup>は、シイ・カシ二次林、ウバメガシ二次林が多くを占めている。ひき岩群や奇絶峡には暖地性植物やイブキシモツケなどの希少な植物も見られ、自然度は比較的高い。

#### ④ 野生動物

本地域は、日本の中でも有数のアカウミガメの産卵地であり、県の天然記念物にも指定されている千里の浜<sup>せんり</sup>のほか、日置川河口の日置大浜・志原海岸なども産卵地として知られ、保全活動が行われている。また、鳥類も豊富で、世界的に個体数が少なく環境省レッドリスト（2019）で絶滅危惧ⅠB類のウチヤマセンニュウは、夏に繁殖のため本地域の沿岸部にも飛来し、中でも天敵の入りにくい陸地から離れた小島である沖ノ黒島、陸ノ黒島、三崎や、田辺湾に浮かぶ神島、畠島、鹿島などが繁殖地として知られている。他にも、沖ノ黒島及び陸ノ黒島では、アマツバメの繁殖が確認され、円月島ではクロサギの繁殖が確認されている。また、天神崎の磯ではクロトウゾクカモメ、シロハラトウゾクカモメ、ヨーロッパトウネン、ヒメウズラシギ、コオバシギ、オバシギ等の渡り鳥が記録され、千里の浜は遠海性のカモであるシノリガモや、県下で唯一であるニシセグロカモメ等の鳥類の記録がある。両生類では、天神崎、鳥ノ巣半島、ひき岩群において、環境省レッドリスト（2019）で絶滅危惧Ⅱ類のカスミサンショウウオ（セトウチサンショウウオ）の生息が確認されているほか、ひき岩群でヤマアカガエルが記録されている。ほ乳類では、千畳敷近くの海食洞が、近畿地方唯一のユビナガコウモリの繁殖洞となっている。昆虫類では、江須崎や稲積島でアヤムネスジタマムシが記録されているほか、江須崎でミカドアゲハやシダスケバモドキなどの希少な種が記録されている。また、ひき岩群では、クビアカモモブトホソカミキリ、ハネナガイナゴ等も記録されている。

一方で、希少種の生息等を始め本地域の生物多様性を脅かす外来種の侵入・定着が確認されている。田辺市鳥ノ巣半島のため池では、平成19年に外来種であるアフリカツメガエルが発見され、平成22年以降、行政機関、地元中学校・高等学校、研究者、地元住民等が協力して調査・防除活動に取り組んでいる。令和元年度には、「和歌山県外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する条例」による防除対象に当該種が指定され、現在では鳥ノ巣半島生物多様性保全推進協議会を中心に、根絶に向けた防除作業が進められている。

本地域の海域では、温暖多雨な気候と豊かな森を源とする河川に含まれる森からの栄養分と、深海からの湧昇流に含まれる豊富な栄養塩類がプランクトンを増やし、暖かな黒潮が陸地近くを流れる恩恵を受け、シラスを始めサバやアジ、イサキ、カツオなどの魚類や、イセエビやイカなどの水産動物、クジラ類も確認されている。また、本地域より南東に位置する本州最南端の潮岬があることにより暖かな黒潮が滞留し、黒潮の影響をより強く受けるサンゴや熱帯魚が生息する暖かな海の特徴が確認できる。潮岬より西側の海域では、世界最北のテーブルサンゴ群集が形成され、サンゴを中心とした生態系が形成されている世界最北の海域となっている。特に南部湾沖のショウガセは、日本固有種で当地がタイプ産地であるオオカワリギンチャクの国内最大群生地であり、他にもウミカラマツやオドリカラマツなどの大型刺胞動物も豊かである。天神崎周辺は、東アジア海域固有種で種の存続が危惧される希少なエダミドリイシが群生している。沖島周辺は、クシハダミドリイシを始めとする大型のテーブルサンゴの密度が高く、サンゴイソギンチャクが特に多く群生し、熱帯魚の種の多様性も含め、生物多様性が著しく高い海域となっている。四双島周辺では、日本固有種のニホンミドリイシが優占しており、大型から小型个体までが見られるなど、安定性の高い理想的なサンゴ群集が維持されているが、近年では冬季の低水温による白化現象や、ヒメシロレイシガイダマシやオニヒトデの食害が見られる。

#### ⑤ 自然現象

本地域は温泉が豊富で、白浜・椿は古くから湯治場として利用されており、現在でも、温泉を目的とした利用が盛んに行われている。なお、本地域の温泉の成因は、火山活動に因るものではなく、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込むことに起因すると考えられている。また、白浜町の円月島の夕陽や、すさみ町の婦夫波など、海岸部ならではの自然現象が多く見られる。ほかにも、隆起海岸を示すヤッコカンザシ化石など、南海トラフに起因する過去の大地震や大津波の痕跡が各地に残されている。

#### ⑥ 文化景観

本公園は、中世から近世にかけて栄えた熊野信仰や修験道の聖地として知られる区域を含み、これらに関わる史跡なども多く見られる。中でも、熊野信仰の参詣道・熊野古道である大辺路の長井坂は世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の一つとして登録され、国の史跡にも指定されている。また、本地域の海上交通の要地としての重要度は古来より

高く、黒潮による文化や漁法の伝播を始め、複雑な海岸線や小島の海食洞などには熊野水軍などの物語も多い。そのほか、南方熊楠<sup>みなかたぐす</sup>の神社合祀反対運動により守られた神島や、京都大学瀬戸臨海実験所の時岡隆<sup>ときおかたかし</sup>を始めとした畠島の保全・モニタリング調査、外山八郎<sup>とやまはちろう</sup>を始めとする天神崎の自然を大切に作る会によるナショナル・トラスト運動により保全活動が続けられている天神崎など、多くの先人達の偉業により守り受け継がれてきた自然と精神性は、本公園の重要な資質となっている。

## ⑦ 利用状況

観光客動態調査報告書（和歌山県商工観光労働部観光局）によると、本地域に関係する市町の観光客数の合計は、近年では600万人で推移しており、年間を通しての利用が確認されている。平成30年時点での和歌山県内の観光客総数は約3,460万人であることから、本地域の利用者数は県内全体のおおよそ17%である。宿泊利用者を発地別にみると、近畿地方が最も多く、東海、関東、海外の順となっている。観光の目的は、訪れた市町により多少の違いはあるものの、本地域全体で見ると、温泉・休養、観光施設利用、海水浴、風景・自然観賞の順となり、それらが全体の約8割を占める。また、海外からの利用者数については、平成25～27年にかけて急増し、平成27年には16万人に達した。その後、微減しつつも15万人前後で推移している。海外からの利用者についてエリア別の内訳を見ると、アジア地域が大部分を占めている。

本地域は、美しく変化に富んだ海域のほか、海食崖、海食台、砂浜などの多様な海岸景観を有し、公園区域に平行して走る国道42号線を利用した風景観賞や自然探勝、釣り、グラスボートによる海中景観の観賞などの利用が、年間を通して行われている。夏期には、海水浴利用、ダイビング、スノーケリング、サーフィン、シーカヤックなどのマリンスポーツや磯遊びなどの利用が多い。古くから、白浜・椿を始めとする温泉地での保養や、港ごとに水揚げされる新鮮な魚介類を目当てにした味覚探訪などの利用も多く見られる。また、南方熊楠記念館・番所山公園（白浜町）やエビとカニの水族館（すさみ町）など展示・体験施設の利用も多く、園地や歩道を利用した海岸景観、海岸植生、鳥類、ウミガメなどの自然観察や、千里王子、長井坂などの熊野古道歩き、内陸部の奇絶峡の紅葉狩り、高尾山・竜神山の登山なども行われている。

近年では、新しい利用形態として、民泊と連携した教育旅行、世界文化遺産や南紀熊野ジオパークなどを中心としたガイドツアーなどが行われている。今後は、既存の利用形態と、こうしたエコツアーやジオツアーな

どの着地型観光や森・川・海・人のつながりを感じられる自然体験活動などが有機的に結びついた利用形態を推進し、地域の自然や文化を守り育てながら観光資源としても活用する持続可能な地域振興を目指した取組が期待される。

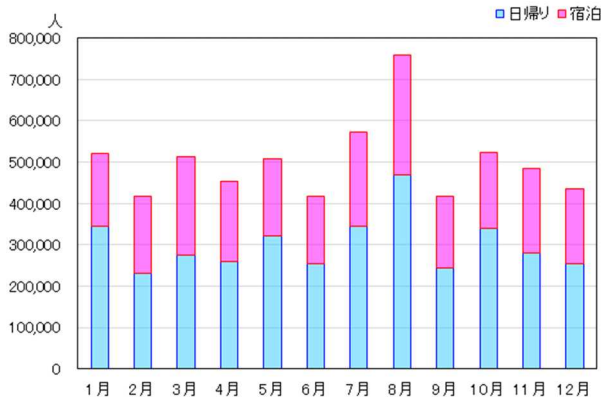


図3. 本地域の観光客の月別推移  
(平成25年～平成30年平均)

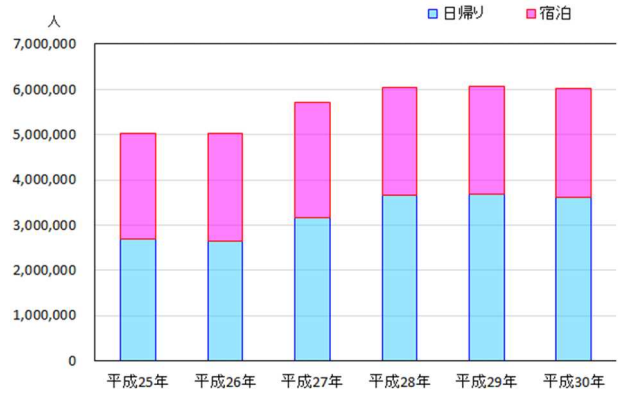


図4. 本地域の年間の観光客の推移  
(平成25年～平成30年)

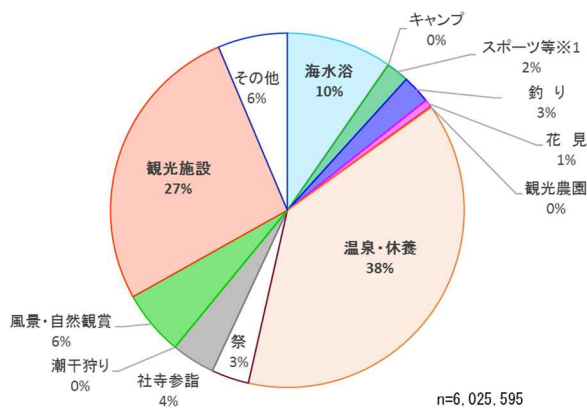


図5. 本地域を訪れた観光客の目的  
(平成30年)

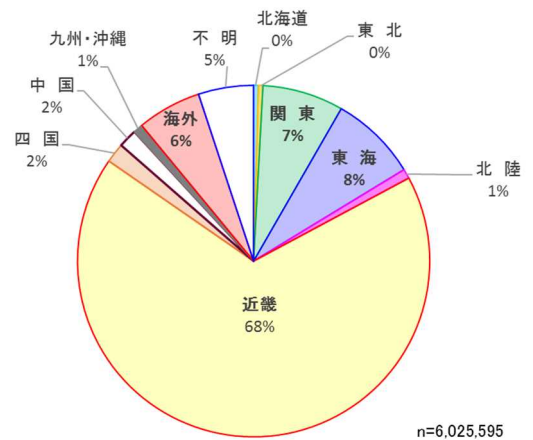


図6. 本地域を訪れた宿泊利用者の発地  
(平成30年)

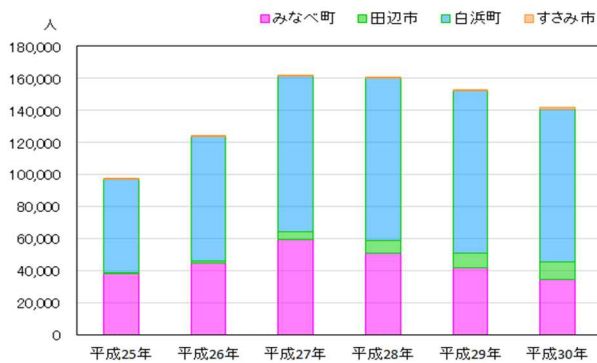


図7. 本地域を訪れた海外の観光客の推移  
(平成25年～平成30年)

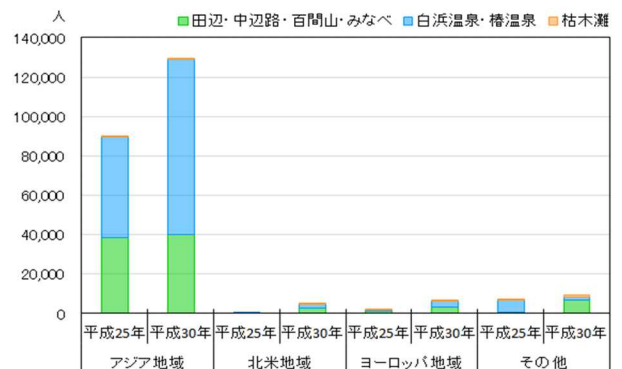


図8. 本地域における主要観光地ごとの海外エリア別観光客の推移  
(平成25年と平成30年の比較)

出典：和歌山県観光客動態調査報告書を基に作成。使用した市町データは旧市町村区分データを使用（みなべ町：旧南部町、田辺市：旧田辺市、白浜町：旧白浜町・旧日置川町、すさみ町：すさみ町）



### Ⅲ. ビジョン・基本方針

#### (1) ビジョン

本地域の適正な保護及び利用の推進を図るためには、地域の管理運営に関わる多様な関係者が協働して取組を進める必要がある。そのため、本地域の管理運営に当たっては、関係者の共通認識に基づく、以下のビジョン（目指すべき姿）を掲げ、ビジョン達成のために必要な取組を地域一体となって推進する。

##### ● 地域資源の適切な保全

本地域に所在する多様で魅力的な地域資源の恩恵を、次世代においても最大限享受している。

公園利用における感動を最大にするとともに、その持続性を確保するため、地域資源の持つ価値や魅力が適切に保全されている状態を目指す。

##### ● 地域内連携による地域力の向上

人々が地域の魅力を共有し、相互の特性を認識した上で共通した価値観をもって協働し、地域の活力を高めている。

多様な地域関係者が一同に会し、相互の情報や意見を交換できる場づくりを行い、地域の魅力を再確認、共有されることを目指す。

##### ● 地域固有の魅力の発揮

地域ごとの異なる魅力が十分に認識され、その魅力が活用されている。

例えば、同じ温泉でも観光地的な白浜温泉と湯治場的な椿温泉では性格が異なる。同様に、同じ南紀の海でもサンゴや多様な生物相が特徴の田辺湾と太平洋の荒波に洗われた荒々しい枯木灘の風景では異なる魅力がある。このような地域ごとの固有の魅力に応じた利活用の差別化、多様化が図られている状態を目指す。

##### ● 体験・滞在型観光地の実現

豊かな自然資源や文化資源を生かした「ほんまもん」体験が広く定着し、ゆっくりと滞在できる日本を代表する体験・滞在型観光地となっている。



川や海等の自然資源を利用したカヌーやダイビング等のアクティビティ、あるいは徒歩による熊野古道めぐり、梅や炭焼き、漁業等の地場産業体験等、地域の「ほんまもん」の魅力や暮らしを体験する滞在型の利用が盛んに行われている状態を目指す。

#### ● 自然や文化体験のガイド事業の推進

自然資源や文化資源の利用の多くにおいて、ガイドを伴うことにより、適切な環境の下、より深い理解と体験が行われ、持続可能な利活用が進められている。

熊野古道やジオパーク、国立公園等の利用に当たっては、地域の情報に精通した地元ガイドによるガイドツアーが盛んに行われている状態を目指す。

#### ● 環境教育等における利用の拠点化

環境教育等の利用拠点として広く知られ、多くの利用者を集めている。

各地域に固有の自然資源、文化資源を生かしたアクティビティや農山漁村の生活体験等を生かして地域の特徴に即した多様な環境教育・教育旅行の活動が行われ、その利用拠点として、国内のみならず海外からも広く利用者を集めている状態を目指す。

同時に、地域内での環境教育により、地元の居住者が自分たちの地域の環境価値を改めて認識し、地域に対する誇りを高めている状態を目指す。

#### ● 広域での連携

各地域の異なる魅力が発揮される中で、複数の地域が有機的に結び、横断的な利用や目的に応じた異なる地域への再訪が行われており、本地域全体のリピート率が高まっている。

上記のビジョン達成に向けた取組や地域固有の魅力を踏まえて、近隣の異なる魅力やアクティビティが相互に楽しめる、あるいは宿泊と体験がセットで楽しめるといった広域での連携のもとで地域全体の利用が盛んになっている状態を目指す。

また、地域ごとの魅力が異なる季節に楽しめることや、同じ利用者が違う目的をもって異なる地域を訪ねることにより、本地域全体のリピート率が高くなっている状態を目指す。

## (2) 基本方針

本地域におけるビジョンの実現に向けた管理運営の基本方針を以下に示す。

### 1) 保全に関する基本方針

- 本地域は優れた海岸景観が特徴であることから、海岸景観の保全のために、関係者間で連携して保全活動を行う。特に海岸漂着ごみについては、関係者間で情報共有や課題への対策等を検討しながら、連携して除去活動等を実施する。
- 優れた海岸景観を厳正に保護し、陸上の主要な展望地等からの眺望だけでなく、海からの眺望をも確保していくため、海岸線沿い及び周辺海域における開発行為等を監視し、必要な手続きを経て適正な内容となるよう指導する。
- 海岸景観を形成する地形・地質資源については、南紀熊野ジオパークとも連携し、保全に係る取組を進める。
- 優れた海中景観を厳正に保護していくため、関係者と連携してモニタリングを行い、海底堆積ごみの撤去など必要な対策を検討、実施する。
- 本地域の自然環境を把握して生物多様性を保全するため、関係者と連携して、調査・研究、モニタリング等を行い、その結果を適切に保存・共有して、必要に応じて適切な保全対策を検討、実施する。

### 2) 利用に関する基本方針

- 利用施設や展望地等の拠点については、多くの利用者が訪れ、満足度を高めていただけるよう、適切な維持管理により良好な利用環境や眺望の確保を図る。
- 海外からの利用者の受入れ体制の充実を図るため、多言語による情報提供や情報発信、ガイドの育成を図る。
- 本地域の自然、歴史、文化、地域生活等の多様な魅力を利用者が体感できるように、南紀熊野ジオパーク推進協議会等、地域の関係者と連携して情報発信を行うとともに、南紀熊野ジオパークガイドの会等の地元ガイドを活用した利用の推進を図る。また、ツアー造成に際しては、wise use（賢明な利用）の考え方にに基づき、自然観光資源の持続可能な利用に配慮したツアーとなるよう検討する。
- 地域の多様な関係者により、掘り起こされたり磨き上げられたりした地域資源の魅力や価値の地域内での共有を図る。

- ごみのポイ捨てや落書き等の利用者のマナー低下による自然環境・景観への支障について、関係者間で連携して清掃やマナー向上等の対策を検討、実施する。必要に応じて、適正な保全を図るためのルール作りを行い、適切に運用する。
- 過剰な利用や無秩序な利用を防止するため、主要な利用拠点や自然歩道等において、利用状況や自然環境への負荷等のモニタリングを行い、関係者間で情報共有し、連携して必要な対策を検討、実施する。

### 3) 横断的な課題に関する基本方針

- 本地域に重複又は隣接する世界文化遺産、ジオパーク、世界農業遺産等とは、ビジョンを共有し、多種多様な関係者の視点、知見及び経験等を活かし、各種課題に連携して取り組む。また、吉野熊野国立公園の吉野地域及び熊野地域とも連携しながら取り組む。
- 本地域に根ざした環境問題や本地域の自然環境等への知識・関心を深めていくことを目指し、学校や博物館などの教育・研究機関や地元ガイド団体等と連携し、地域の子どもたちや住民を始め、広く一般に環境教育・環境学習を推進する。
- 本地域は南海トラフ地震等の災害が発生する可能性が高いことに留意し、各種事業の実施に当たっては、防災・減災の観点から適切な対策を検討、実施する。
- 本地域の現状や本計画、行動計画などの各種取組状況の共有、その他吉野熊野国立公園の管理運営に必要な事項について連絡調整を行うため、必要に応じて吉野熊野国立公園田辺地域連絡協議会を開催する。

#### IV. 管理運営方針

ビジョン及び基本方針を受けて、具体的に地域で取り組むべき管理運営の方針を、主要な資源のまとまりを踏まえ、田辺市、白浜町北部、みなべ町の「田辺・白浜・みなべエリア」、すさみ町、白浜町南部の「すさみ・日置・椿エリア」の2つに区分し、エリア毎に概要、基本方針及び主要な資源と、管理運営方針を整理する。

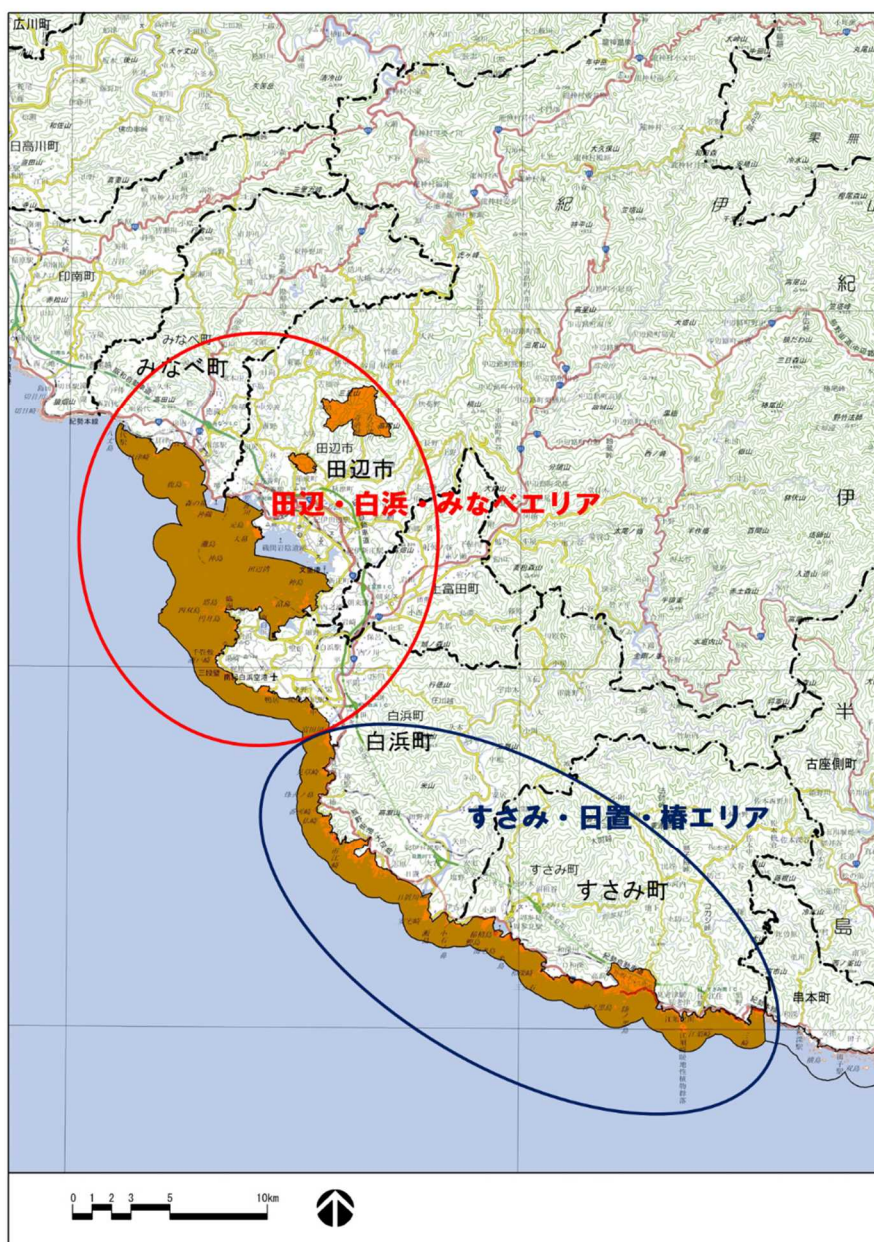


図9. 吉野熊野国立公園田辺地域

## (1) 田辺・白浜・みなべエリア

### 1) エリアの概要

当エリアは、田辺湾を中心とする自然資源と、自然に育まれて成立した熊野古道等の文化資源を有しており、自然資源と文化資源のつながりが重要視される。

田辺湾及びその周辺海域は、黒潮の影響を受けた多様な海洋・海岸生物が特徴であり、「ダイビング等の自然体験アクティビティや漁業による自然資源の活用」、「アカウミガメの産卵地や世界最北域のサンゴ群集を始めとした多様で豊かな生態系等の特筆すべき自然の保全」が重要である。その中でも天神崎は、岩礁地帯において内湾性、外湾性など様々な海洋生物が見られることから自然観察の適地となっており、日本のナショナル・トラスト運動の先駆けの地であることも相まって、現在でも環境教育が盛んに行われている。また、共通の課題としては、水上バイクの利用や密漁等に関する対策が多くの関係自治体・団体において挙げられている。

熊野古道については、自然と人の営みにより育まれた文化的景観が特徴であり、保全と活用の両立が重要である。当エリアは、みなべ町（千里の浜）を通る紀伊路、田辺市街地から山中に分け入る中辺路、田辺市街地から海岸沿いを南下する大辺路を含み、一部が近畿自然遊歩道に位置付けられている。

### 2) エリアの基本方針

当エリアは、京阪神方面からのアクセスがしやすい環境にあることから、「熊野の西の玄関口」として、本地域全体の魅力や各地へのアクセス方法等の情報を一元的に利用者に提供する、ターミナル機能が発揮されることを目指す。

また、当エリアは、温泉等資源等を活用した休養地として、既存の宿泊施設が多いことから、自然体験アクティビティ、グルメ、温泉などをゆっくりと時間をかけて堪能できる滞在型の利用の促進を図るとともに地域資源の適正な保全を図っていく。

3) 主要な資源と管理運営方針

当エリアの主要な資源とその概要及び管理運営方針を以下に示す。

資源名	概要・管理運営方針
<p>千里の浜 [第1種特別地域]</p>	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長 1.5km、幅約 100mの美しい砂浜海岸である。</li> <li>・アカウミガメが産卵のために上陸する浜として貴重な場所である。</li> <li>・県の名勝・天然記念物に指定されている。</li> </ul> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アカウミガメの上陸・産卵地としての自然環境を将来にわたって維持する。</li> <li>・開発行為等については、特にアカウミガメの上陸・産卵の妨げとならないよう配慮する。</li> <li>・アカウミガメ観察等の自然体験や環境教育等の実施に当たっては、アカウミガメの上陸・産卵に影響を与えないよう関係者と連携して、適正な利用の推進を図る。</li> </ul>
<p>小目津崎・南部海岸周辺及び南部湾海域 [第2種特別地域、第3種特別地域、海域公園地区、普通地域]</p>	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小目津崎海岸は目津崎から小目津崎を経て南部川河口までの海岸で、起伏に富んだ海食崖と砂浜海岸が特徴である。また海食崖上には、ウバメガシ二次林等の海岸植生が見られ、これらが一体となった良好な海岸景観を呈している。</li> <li>・南部海岸は、みなべ町の市街地に隣接する南部川河口から埴田崎の南側までの砂浜海岸である。</li> <li>・南部湾に浮かぶ鹿島は、ウバメガシ、シイ、タブ等の常緑広葉樹が多く、その中でもタブ林は自然環境保全基礎調査の特定植物群落に選定され、海岸性の暖地性植物群落の特徴をよく表している。また、ウチヤマセンニュウの安定した繁殖地の一つでもある。</li> <li>・当該海岸は自然探勝に利用されるとともに、バーベキュー等のレジャーにも利用される一方、ごみの放棄や密漁等の問題がある。</li> </ul> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用マナーを啓発し、漁業等の地域の生業や暮らしに配慮しながら、適正な利用の推進を図る。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸域のごみの不法投棄や漂着ごみ等の廃棄物対策について、関係者間で情報を共有し、連携しながら効率的に取り組む。</li> </ul>
ショウガセ [海域公園地区]	①概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>みなべ町沖に位置し、和歌山県の天然記念物に指定されているオオカワリギンチャクが生息している。</li> </ul> ②管理運営方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な自然資源であるオオカワリギンチャク等を将来にわたり保全するため、関係者間で連携し、モニタリング等を行いながら、適正な利用の推進を図る。</li> </ul>
<small>きぜつきょう</small> 奇絶峡 [第2種特別地域]	①概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>右会津川を中心とし、高尾山、三星山、竜神山等に囲まれた渓谷であり、大小の奇岩や急崖地形が見られ、優れた峡谷景観を呈する。</li> <li>植生は二次林性のシイ・カシ群落やウバメガシ群落が広く分布するが、比較的自然度の高い森林景観を呈している。</li> <li>南方曼陀羅の風景地として、国の名勝に指定されている。</li> <li>近畿自然歩道として標識や歩道等が整備されており、散策やハイキングに利用されている。</li> </ul> ②管理運営方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>崩落や落石等の危険性のある箇所は、関係者間で情報共有し、注意喚起等を行うことで安全な利用環境の確保に努める。</li> </ul>
ひき岩群 [第1種特別地域、第3種特別地域、普通地域]	①概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>田辺市街地の北に位置し、浅海に堆積した田辺層群の礫岩、砂岩、砂岩泥岩互層からなる岩石がその硬軟の差による浸食を受け、現在の地形が形成されたもので、名称の由来は、砂岩層の奇岩が天空を仰ぐヒキガエルの姿に似ていることによる。</li> <li>ひき岩群の植生は、シイ・カシ二次林、ウバメガシ二次林等が多くを占める。土壌は岩質基盤のため植生は貧弱であるが、この特異な岩地形の上にはサイゴクホングウシダ、キイジョウロウホトトギス、イブキシモツケ等希少な植物が見られる。</li> <li>ふるさと自然公園センターがあり、歩道・四阿等が整備されており、ハイキング、自然探勝等の場として多くの人に</li> </ul>

	<p>利用されている。</p> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用拠点であるふるさと自然公園センターを中心に、現在の自然環境を保全しながら、歩道等の既存施設の維持管理を行い、適正な利用を推進する。</li> </ul>
<p>天神崎</p> <p>[第1種特別地域、第3種特別地域]</p>	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田辺湾の北岸から海上に突き出た岬で、海岸林が覆う海岸段丘の丘陵部、丸山と呼ばれる小さな島、平坦な海食台からなる。</li> <li>・この岩礁地帯には内湾性、外洋性など様々な海洋生物が生息しており、自然観察の適地となっている。</li> <li>・日本のナショナル・トラスト運動の先駆けの地としても知られている。</li> <li>・南方曼陀羅の風景地として、国の名勝に指定されている。</li> </ul> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察、環境教育としての利用をより推進するため、関係者間の連携を図り、風致景観に配慮した園地整備を検討する。</li> <li>・海岸漂着ごみ等の廃棄物対策については、関係者間で情報を共有し、連携しながら効率的に取り組む。</li> </ul>
<p>鳥ノ巣半島</p> <p>[第1種特別地域、第3種特別地域、普通地域]</p>	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥ノ巣半島の先端部に隣接する海食台と海食崖からなる。</li> <li>・海食台には泥岩岩脈が多数分布していて、優れた海岸景観を呈している。</li> <li>・岩脈は幅 200～300m、延長 1.5km 以上に広がる日本最大規模の岩脈群であり、国の天然記念物に指定されている。</li> <li>・鳥ノ巣半島内のため池においては、総合対策外来種であるアフリカツメガエルの定着が確認されている。</li> </ul> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥ノ巣半島の生物多様性保全のための外来種対策等について、地元住民や関係者間の連携を図りながら取り組む。</li> </ul>
<p>番所山</p> <p>[第1種特別地域、第2種特別地域]</p>	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番所山は田辺湾の南岸に突出した岬で、海面に接する陸地は海食台になっており優れた海岸景観を呈している。</li> <li>・植生は、海岸部には二次林性のウバメガシ群落、内陸部は二次林性のタブーヤブニッケイ群落となっており、優れ</li> </ul>



	<p>た森林景観を呈している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番所山園地には、歩道、四阿、展望施設等が整備されている。また、博物展示施設である南方熊楠記念館が整備されている。</li> </ul> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用拠点である南方熊楠記念館を中心とし、利用者に当該地域の自然や文化、自然環境の保全の重要性等についての理解と知識を深めていただけるようガイドツアーや環境教育等の取組を推進する。</li> </ul>
<p>千畳敷・三段壁</p> <p>[第1種特別地域、第2種特別地域]</p>	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千畳敷は白浜の瀬戸崎から崎ノ湯にかけて位置し、面積2haの海食台である。三段壁は千畳敷の南に位置し、海に直立する海食崖で、長さ2km、高さ約50mあり、いずれも南紀熊野ジオパークのジオサイトであるとともに、国の名勝に指定されている。</li> <li>・都市公園にも指定されており、案内所・トイレ等の施設が整備されている。</li> <li>・千畳敷近くの海食洞は、ユビナガコウモリの近畿地方唯一の繁殖洞となっている。</li> </ul> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千畳敷の落書き等の風致景観に支障を及ぼす行為について、関係者間で協議し対策を検討する。</li> <li>・当該地における自然体験や環境教育、ジオツアーに関わる人材の拡充、幅広い関係者の参加や協力を図る。</li> </ul>
<p>海岸沿いジオサイト（円月島、権現崎（白浜の泥岩岩脈）、シガラミ磯等）</p> <p>[特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域]</p>	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・円月島（高嶋）は、臨海の南側の海面域に位置する、南北約130m、東西35m、高さ25mの小島で、島の中央部は海食によって貫通している。日本の夕陽百選に選定されているほか、国の名勝にも指定されている。</li> <li>・権現崎では、田辺層群上部層に泥質な下部層が貫入した泥岩岩脈が発達しており、波食棚から海食崖にかけて岩脈を立体的に観察できる。これは、「白浜の泥岩岩脈」として国の天然記念物に指定されている。</li> <li>・権現崎の中央部には、熊野三所神社が立地し、社殿を囲むように優れた自然林が分布している。その植生は海岸部にウバメガシ群落、丘陵上部にはスダジイ群落、下部には</li> </ul>

	<p>ホルトノキ群落が優占しており、スダジイ、ホルトノキの巨木も多く見られ、県の天然記念物にも指定されている。</p> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南紀熊野ジオパークのジオサイトであることから、ジオパークと連携した適正な保全及び利用の推進を図る。</li> </ul>
<p>田辺湾海域及び周辺諸島</p> <p>[第1種特別地域、海域公園地区、普通地域]</p>	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田辺湾には、元島、神島、畠島などのほか、岩礁の小島が多数あり、多島海景観を形成している。</li> <li>・田辺湾にはシオヤガイが多く、潮間帯では希少なワダツミギボシムシが生息している。</li> <li>・神島は、鳥ノ巣半島の西側に位置する島で、大山と小山からなる無人島で浅い岩礁で連絡している。古来、海上鎮護を祈る神社が奉られ、その神社林が保護されている。その神社林は、海岸性照葉樹林を構成するタブノキ、ホルトノキ、バクチノキ等の巨木が見られる。その他貴重な植物として、ハカマカズラ、キノクニスゲ、タキキビ等も見られる。そのことから国の天然記念物に指定され、また、南方曼陀羅の風景地として国の名勝にも指定されている。</li> <li>・阪田鼻の東側に位置する畠島は、周囲が岩礁地形であり、優れた島しょ景観を有しており、京都大学瀬戸臨海実験所の実験地となっている。植生はヤブニッケイータブノキ二次林やウバメガシ二次林である。</li> <li>・神島は文化財保護のため、畠島は私有地であるため、上陸を規制しているが、水上バイク等の利用者による無断上陸が問題となっている。</li> </ul> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田辺湾の豊かな自然環境の保全と、漁業や自然体験等における持続的な活用を図る。</li> <li>・水上バイクを始め海域における利用の適正化を図るため、関係者で連携しながら利用マナーの普及啓発を行う。</li> <li>・海岸漂着ごみ等の廃棄物対策については、関係者間で情報を共有し、連携しながら効率的に取り組む。</li> </ul>



## (2) すさみ・日置・椿エリア

### 1) エリアの概要

当エリアは、枯木灘の自然資源を中心としたエリアである。このエリアでは、高速道路の南進に伴い、海岸線に沿った国道 42 号線及び JR 紀勢本線の利用量が大幅に減少している。高速道路から国道 42 号線や JR 紀勢本線等の公共交通機関の利用を促進する海岸線の魅力の構築とその PR が課題となっている。

海岸線へ誘致する自然資源としては、海岸美や夕日、波の魅力といった海岸線の景観が挙げられる。そのことから、志原海岸やフェニックス褶曲等のジオサイト等と併せて、海岸線の魅力の向上とその利用の在り方を検討する必要があると考えられる。

### 2) エリアの基本方針

国道 42 号線と JR 紀勢本線、大辺路ルートが、沿線の魅力あふれる海岸線の景観や、フェニックス褶曲を始めとしたジオサイト、温泉や郷土料理などの地場産品の魅力をつなぎ、ドライブ利用を始め、車窓からの眺望、ロングトレイルやサイクリング、釣りやジオクルージング等の陸と海岸の利用が盛んな地域となることを目指す。

また、地域住民やガイド等の活躍により、海や川、ジオサイト等の自然資源、大辺路等の文化資源、地場産業等の地域資源の魅力が最大限引き出され、暮らしや文化、自然に関する多様な「ほんまもん」体験が盛んに行われ、体験・滞在型の観光や、教育旅行、環境教育等の拠点となることを目指し、これらの資源の適切な利用と保全を図っていく。

### 3) 主要な資源と管理運営方針

当エリアの主要な資源とその概要及び管理運営方針を以下に示す。

資源名	概要・管理運営方針
志原海岸・ 日置大浜 [第 2 種特別 地域]	①概要 ・延長 2.8km、幅 120m の広い砂浜で、アカウミガメの産卵地として重要である。 ・自然環境保全基礎調査の自然景観資源に選定された地形であり、良好な海岸景観を呈している。 ・釣り、自然探勝などの利用が多い。

	<p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アカウミガメの上陸・産卵地としての自然環境を将来にわたって維持する。</li> <li>・開発行為等については、特にアカウミガメの上陸・産卵の妨げとならないよう配慮する。</li> </ul>
<p>稲積島 いなづみじま</p> <p>[特別保護地区]</p>	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周参見湾に浮かぶ面積約4haの小島で、防波堤によって陸地と繋がっている。</li> <li>・周囲の崖地と西斜面を除き、スダジイを優占種とし、タイミンタチバナ・ホルトノキ等の暖地性広葉樹林であって、林間のツル植物、林床のシダ植物もよく発達している。</li> <li>・国の天然記念物に指定されているほか、和歌山県レッドデータブック(2012)においては、「原生林若しくはそれに近い自然林であり、その状態が良好に保たれた植物群落」として掲載されている。</li> </ul> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為等については、現在の景観を将来にわたり維持できるように、周辺海域も含め配慮する。</li> </ul>
<p>フェニックス 褶曲</p> <p>[特別保護地区]</p>	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かつての海溝に堆積した牟婁層群の砂岩泥岩互層が海洋プレートの沈み込みによって付加体となる時に形成された。砂岩層が完全に固まる前に陸側に押し付けられ、折りたたまれたもので、地層は全体として上下が逆さまになっている。</li> <li>・和歌山県レッドデータブック(2012)に「国際的に貴重な地質」として掲載されている。</li> </ul> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術的にも世界的にも貴重なフェニックス褶曲とその周辺の自然環境を将来にわたり適正に保全する。</li> <li>・地域で推進されるガイド活動と連携を図り、褶曲の価値や魅力を利用者に伝え、楽しんでいただくことで利用満足度を向上させ、地域における持続可能な利用を推進する。</li> </ul>
<p>長井坂(熊野 参詣道大辺 路) ながいざか</p>	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大辺路は紀伊半島西岸を通る参詣道。</li> <li>・世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の一つとして登録され、国の史跡にも指定されている。</li> </ul>

<p>[第3種特別地域]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枯木灘の景観を楽しむことのできるハイキングコースとして活用されている。</li> </ul> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界文化遺産と連携し、現在の景観の維持を図るとともに、歩道の維持管理や展望地点での通景伐採等による眺望確保などの適切な維持管理を行い、利用の推進を図る。</li> </ul>
<p>海岸沿いのジオサイト（見草崎、椿温泉、市江崎、志原千畳敷、オン崎、黒島、戎島、江須崎）</p> <p>[第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域]</p>	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市江崎は、かつて地震などをきっかけに、地下深くの泥が液状化し、上の地層の中に割り込んでできた円柱状貫入岩体である泥ダイアピルが見られ、和歌山県レッドデータブック(2012)に「全国的に貴重な地質」として掲載されている。</li> <li>・ 黒島は、2つの島(沖ノ黒島、陸ノ黒島)と大小の岩礁からなり、島の周囲は岩礁地形をなし、暖地性常緑広葉樹林が残存し、海崖に特化して生育するイブキ群落が見られる。陸ノ黒島と岬の間には陸繋砂州(トンボロ)が形成されつつあり、両側から打ち寄せる波は夫婦波とも呼ばれる景勝地になっている。</li> <li>・ 江須崎は、隆起海食台からなり、貴重な暖地性常緑広葉樹林が残存しており、その植生は高木層にスタジイ、イヌマキ等が見られるスタジイ群落である。下層にはハカマカズラ、キイセンニンソウ等の貴重な植物種も見られる。「江須崎暖地性植物群落」として国の天然記念物にも指定されている。</li> </ul> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南紀熊野ジオパークとの連携を図り、適正な保全と利用を推進する。</li> <li>・ 解説板・誘導標識などの拡充を図る。</li> </ul>
<p>枯木灘海域一帯</p> <p>[海域公園地区、普通地域]</p>	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白浜町の崎の湯からすさみ町全域にかけての地先-20m以浅の浅海域が海域公園地区に指定されている。</li> <li>・ 藻場や岩礁が多く分布し、一部に小型のサンゴ群集も見られる。</li> <li>・ 海食崖、海食台が連なる岩礁海岸と海域が一体となった、ダイナミックで荒々しい特有の優れた海上景観を形成し、日置大浜などのアカウミガメの産卵地でもある砂浜地先</li> </ul>

	<p>なども含み、保全の重要度が高い海域である。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・釣りやダイビング、海水浴、サーフィン、クルーズ、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。</li></ul> <p>②管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・枯木灘の豊かな自然環境の保全と、漁業や自然体験等における持続的な活用を図る。</li><li>・海岸漂着ごみ等の廃棄物対策については、関係者間で情報を共有し、連携しながら効率的に取り組む。</li></ul>
--	---

## V. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

### 1 許可、届出等取扱方針

#### (1) 特別地域及び海域公園地区

特別地域及び海域公園地区内における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 29 年 3 月 28 日付け環自国発第 1703284 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下、「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401008 号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針（審査基準）による。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際して特に配慮を求める事項を指導方針として下記のとおり定める。

行為の種類	取扱方針
ア 全行為共通	<p>&lt; 審査基準 &gt;</p> <p>(ア) 工事等で発生した残土は、国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷均し等によって風致の保護上支障のないように処理できる場合、又は自然公園法の許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</p> <p>(イ) 工事等で発生した法面及び裸地は、原則として緑化（自然侵入促進工を含む。以下同じ。）すること。</p> <p>(ウ) 緑化に使用する植物は、在来植物のうち地域に自生する種を使用すること。ただし、街路樹や庭木等の市街地等に植栽されるものであって、周辺環境に逸出して在来植生に影響を与えるおそれのない植物についてはこの限りではない。</p> <p>&lt; 指導方針 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な野生動植物の生息・生育する地域における工作物の設置等は、当該行為の代替地の有無を十分に検討すること。やむを得ず当該行為をその地で行う場合は、必要に応じて当該地域の専門家等にヒアリングを行い、必要な環境影響評価を行うこと。また、その生息・生育地の分断等の影響が最小限となるよう措置を講ずるとともに、代償措置（ミティゲーション</li> </ul>



行為の種類	取扱方針
	<p>ン) についても検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望利用されている公園事業施設等からの通景や、眺望対象に与える影響等を十分に調査すること。当該施設等から望見される場合は、隠蔽植栽や目立たない色彩とすること等により、影響を軽減するための措置を講ずること。</li> <li>・緑化は、「自然公園における法面緑化指針（平成 27 年 10 月環境省自然環境局）」に沿って行うこと。</li> <li>・照明施設を設置する場合は、最新の「光害対策ガイドライン（環境省）」に従い、動植物への配慮を行うこと。</li> </ul>
<p>イ 工作物の新 改増築 (ア) 建築物</p>	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 屋根の形状は、原則として、切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ形等は認めない。屋根の勾配は 10 分の 3 以上 10 分の 10 以下になっていること。塔屋の形態についてもこれに準じる。ただし、同一敷地内の母屋付帯の車庫や倉庫等の小規模な建築物（地上部分の水平投影面積が 15 m<sup>2</sup>以下）にあつてはこの限りではない。</li> <li>b 屋根の色彩は、黒色、暗灰色、こげ茶色、暗緑色（緑青のついた銅板葺を含む）とする。ただし、自然素材又は銅板を用いる場合は、素材色も可とする。</li> <li>c 外壁の色彩は、茶色、灰色、ベージュ色のいずれかの系統色を用いる。ただし、自然素材を用いる場合は、素材色も可とする。</li> <li>d 海水浴場等で、夏期に設置される更衣・休憩、飲食の提供・販売、レジャー用品のレンタル・販売等を行う一時的な施設（以下、「浜茶屋等」という。）については、a 及び b を適用しない。ただし、屋根の色彩については、灰色、茶色又は青色のいずれかの系統色の海岸の風致景観に配慮した色彩とし、黄色、赤色等の原色は認めない。</li> </ul>
<p>(イ) 道路</p>	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 擁壁等の表面仕上げは、自然石・木材等の自然材料を使用するか、自然石を模した化粧型枠等を用いる</li> </ul>

行為の種類	取扱方針
	<p>こと。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>b 構造物等により道路法面の安定化を図る場合は、緑化を伴う工法とし、モルタル吹付工は認めない。法枠工を用いる場合は、枠内を緑化可能な工法とすること。ただし、緑化が困難な箇所又は道路の安全確保上やむを得ない場合で、顔料を添加し暗灰色にするなど周辺の風致との調和を図る場合はこの限りではない。</p> <p>c 落石防護柵及び落石防止網の色彩は、こげ茶色とすること（網部を除く）。</p> <p>d 車両用防護柵は、ガードケーブル又はガードパイプを用いること。ただし、安全確保上やむを得ない場合は、ガードレールも可とする。</p> <p>e 車両用防護柵の色彩は、こげ茶色とする（ケーブル部分を除く）。</p> <p>f 橋梁や橋脚の色彩は、こげ茶色又は灰色とする。</p> <p>&lt;指導方針&gt; 道路の線形改良工事等で廃止した道路敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。</p>
(ウ) 風力発電施設	<p>&lt;指導方針&gt; 「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成16年2月、環境省自然環境局）」、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月、自然環境局国立公園課）」に基づくこと。</p>
(エ) 太陽光発電施設	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 太陽光パネルは低反射の素材を用いたものを使用し、主要な展望地点へ強い反射光を発しないこと。</p> <p>b 周囲に植栽する等、周辺の風致景観と調和した遮蔽措置をとること。</p> <p>c キュービクルやパワーコンディショナー等の関連設備、フェンスや電柱等の付帯施設は、こげ茶色とすること。ただし、bの遮蔽措置により確実に施設が周囲から目視されない場合や、小規模な付帯設備であ</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>って風致保護上の支障が軽微なものについてはこの限りではない。</p> <p>d 住宅の屋根に設置する場合等、主に自家用として住宅施設内に設置する小規模な太陽光発電施設については、b及びcは適用しない。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <p>「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成27年2月、環境省自然環境局）」に基づくこと。</p>
(わ) 電力施設、通信・無線施設	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 主要な公園利用施設からの展望方向における新設や海上からの眺望の対象に支障を及ぼす新設については原則認めない。</p> <p>b 送電鉄塔、電力柱、電話柱、通信・無線施設（付帯設備含む）の色彩は、こげ茶色とする。ただし、背景が空や海等により淡色となる場合で、こげ茶色とすることで風致保護上の支障が明らかに増大すると判断される場合、灰色とする。なお、通信環境を確保するためやむを得ない場合や、小規模な付帯設備であって風致保護上の支障が軽微なものについてはこの限りではない。</p> <p>c 主要な展望地からの展望に支障となる送電鉄塔については、原則として既存施設の建て替え以外の新設は認めない。</p> <p>d 送電鉄塔において、航空障害対策を行う場合は、塗色ではなく標識灯の設置によること。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用施設周辺では、無電柱化を図ること。</li> <li>・新たに電線等を敷設する場合は、既設電柱に共架すること。</li> <li>・通信・無線設備は、既設支持物への共架や、周辺施設へ添架すること。その場合も、高さは極力抑えること。</li> </ul>
(か) 漁港、港湾施設、海岸保全施設	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 工作物の表面仕上げは、自然石等の自然材料を使</p>

行為の種類	取扱方針
設	<p>用するか、自然石を模した化粧型枠等を用いること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。</p> <p>b 堤防や防波堤等の色彩については、灰色とすること。ただし、自然素材を用いる場合は、素材色も可とする。</p> <p>c 汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。</p> <p>d ウミガメの上陸・産卵場所においては、ウミガメの産卵等を阻害しないようにすること。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸景観の保全のため、事業実施に当たっては、事前に関係者とも十分な調整を図ること。</li> <li>・海岸保全施設の事業実施の範囲は、現に災害が発生した場所、あるいは、災害が発生するおそれが高いことが調査等によって明らかにされている場所とする。</li> <li>・外郭防波堤等の設置に伴う潮流への影響を事前に調査・予測するとともに、施工に際しては周辺の自然環境に支障が生じないようにすること。</li> <li>・海水浴場等、現に利用者が多い場所にあつては、その利用に配慮した工法とすること。</li> <li>・ウミガメの上陸・産卵場所における工事に当たって必要が認められる場合は、工事期間中におけるウミガメの上陸・産卵等への影響についてモニタリング調査を実施し、その結果を定期的に近畿地方環境事務所長あて報告すること。また、調査の結果、工事期間中の行為によりウミガメの上陸・産卵等に重大な影響を及ぼすことが判明した場合には、環境省の指示に従い、工事期間中の行為について適切な対策を講じること。</li> </ul>
(キ) 河川管理施設、治山施設	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 堰堤等の露出部分の表面仕上げは、自然石・木材等の自然材料を使用するか、自然石を模した化粧型枠等を用いること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>b 法面処理は、(イ) 道路の b に準じた扱いとすること。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <p>設計に際して事前にその必要性、風致景観上の支障、公園利用動線への影響等を十分検討すること。</p>
(ク) 自動販売機	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 建築物に付帯して設置する場合は、軒下又は壁面と同一平面に納まるよう設置すること。</p> <p>b 独立して設置する場合は、木材等により外側を囲うもしくは色彩をこげ茶色やベージュ色等の茶色系又は周囲の建築物壁面の色彩と同一系統のものをを用いる等により、風致景観への影響を軽減させること。</p>
(ケ) 特別地域におけるその他工作物	<p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は、周囲の景観になじみやすい自然素材の素材色、茶色、灰色、ベージュ色のいずれかの系統色を基本とすること。</li> <li>・駐車場や屋外運動施設等の広大な敷地を要する工作物については、周囲を修景緑化すること。</li> <li>・駐車場等の付帯施設として設置される、自立型の夜間照明施設については、主要な展望地から望見されない場所に設置すること。</li> <li>・ライトアップを目的とした照明施設を設置する場合は、最新の「光害対策ガイドライン（環境省）」に従い、動植物へ配慮を行うこと。</li> </ul>
(コ) 海域公園地区におけるその他工作物	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>工事に当たっては、海域景観に影響が及ばないよう、汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <p>海域公園地区では、サンゴ群集、岩礁、藻場等の海域景観や自然の重要性が高いことから、行為の規模は必要最小限とし、配置や工法については、自然環境への影響を可能な限り少なくすること。</p>

行為の種類	取扱方針
ウ 鉱物の採掘 及び土石の採取	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>海域公園地区内での採取等においては、海域景観に影響を及ぼさないよう汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <p>公園利用施設及びその周辺等利用者が訪れる場所においては、公園利用者の集中する曜日・時間帯の行為は避けること。</p>
エ 広告物の設置等 (ア) 営業用広告物	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 本体の色彩は、自然材料の素材色、茶色系とすること。</p> <p>b 表示面の地色は、自然材料の素材色、茶色系、白色又は青色を基調とする。</p> <p>c 表示面に記載する文字は、白色、黒色及び青色を基本とする。なお、絵画図、写真等の表示を行う場合は、色彩の限定はしないが、落ち着いた色調とする。</p> <p>d 一時的なイベントに用いる小規模なものであって、その目的を達成するために必要な場合にあつては、a、b及びcを適用しない。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乱立防止のため、同種のもの及び同位置に設置するものは統合を図る。</li> <li>・荒廃した広告物は、風致に及ぼす支障が大きいことから、清掃・修繕等の維持管理に努め、老朽化したものは撤去すること。</li> <li>・公園利用者に対する案内は多言語表記とすること。</li> </ul>
(イ) その他の広告物	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 本体に使用する材料は、木材や石材等の自然材料を基本とし、やむを得ず鋼材その他の材料を使用する場合、茶色系とすること。</p> <p>b 表示面の色彩は、(ア)営業用広告物の&lt;審査基準&gt;に準ずる。</p> <p>c 公共性の高いもの又は一時的なイベントに用いる小規模なものでその目的を達成するために必要な場合にあつては、a及びbを適用しない。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内標識等の意匠は「自然公園等施設技術指針第3部第7章公共標識（サイン類）」を参考とすること。</li> <li>・その他上記(ア)営業用広告物の&lt;指導方針&gt;に準じる。</li> </ul>
<p>オ 海面の埋め立て</p>	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 海域公園地区では、サンゴ群集、岩礁、藻場等の海域景観や自然の重要性が高いことから、埋立面積は必要最小限とし、工法については、自然環境への影響を可能な限り少なくすること。</p> <p>(イ) 工事に当たっては、周辺水域に濁流を流出させないように汚濁防止膜の設置等の対策を講じること。</p>
<p>カ 土地の形状変更</p>	<p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養浜や海水浴場の整地のために行われるものについては、近隣の海域において採取した土砂を用いること。</li> <li>・利用者の多く訪れる場所において重機を用いて行われるものにあつては、作業の時期や時間帯を工夫する等、利用者の目に触れる機会を減らすこと。</li> <li>・農地造成のために行われるものについては、農地以外の用途に転用しないこと。</li> <li>・工事現場以外に作業ヤード等を設ける為に行われるものについては、切土・盛土を伴わない工法とすること。</li> </ul>
<p>キ 海底の形状変更</p>	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>形状変更する面積・量を必要最小限にし、行為中に海域景観に影響を及ぼさないよう汚濁防止膜の設置等の対策を講じること。</p>
<p>ク 汚水又は廃水の排出</p>	<p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海域公園地区内には排出しない。</li> <li>・やむを得ず海域公園地区に排出する場合には、廃水等に高度処理を施すなど、海域景観及び水質への影響が出ないようにすること。</li> </ul>

## (2) 普通地域

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 29 年 3 月 28 日付け環自国発第 1703284 号）第 25 の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 29 年 3 月 28 日付け環自国発第 1703283 号）によるほか、Ⅳ.（1）3）及び（2）3）に掲げる主要展望地からの展望・眺望を著しく妨げる場合や主な景観の保全上著しい支障が生じる場合など、風景を保護するために必要があると認められる場合に行う。

普通地域内の行為については、(1) 特別地域及び海域公園地区の取扱方針を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。特に海域公園地区から 1 km の範囲で行われる普通地域（海域）内での行為については、周囲海域への影響が極力少なくなるよう、必要があると認められる場合には、汚濁防止膜の設置などの措置命令を行う。



## 2 公園事業取扱方針

公園事業の取扱いについては、事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（令和元年9月30日付け環自国発第1909302号）」によるほか、下記の取扱方針「施設の基準」に従うこと。

また、国立公園事業のあり方や整備方針を定めた下記「基本方針」及び施設の維持管理や運営のあり方を定めた下記「管理方針」に留意すること。

事業の種類	取扱方針
(1) 全事業共通	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>当該地域における全事業共通の取扱方針については、「1 許可、届出等取扱方針」の全行為共通の取扱方針と同様とする。また、以下について留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記に特に定めない場合にあっても、施設の意匠、構造等については「自然公園等施設技術指針」及び「1 許可、届出等取扱方針」の該当項目を参考にすること。</li> </ul> <p>&lt;管理方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園事業を廃止するときは、新たに有効活用が図られる場合（ただし、許可基準及び審査基準に適合しない施設にあっては公園事業施設として活用される場合に限る。）を除き、施設は撤去し、跡地は原状回復及び修景緑化を行うこと。</li> <li>・施設の老朽化により公園内の風致景観を損ねることがないように維持管理体制の構築を図ること。</li> <li>・付帯施設としての案内標識、解説標識等の設置に当たっては、利用性及び管理面を考慮した上で適切に配置し、公共性の高いものは多言語表記とすること。</li> <li>・付帯施設も含め、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全配慮策を講ずること。</li> <li>・「国立公園における通景伐採の取扱いについて」（平成30年3月、環境省自然環境局）を参考に、展望施設等の適切な眺望確保に努めること。</li> </ul>
(2) 道路（歩道）	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>利用者の安全に配慮しつつ、周囲の自然との一体感を持たせ、自然に親しめる施設として整備する。整</p>

事業の種類	取扱方針
	<p>備に当たっては、既設歩道の改良整備を主体とし、自然環境保全に配慮した工法及び資材を用いること。</p> <p>波浪等の影響や落石等の生じやすい場所にあつては、注意標識、安全施設を設ける等利用者の安全確保に必要な措置が講じられるよう留意する。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>ア 階段、擁壁、防護柵等は自然石、木材、擬岩ブロック等を用いて、周囲の環境と調和するよう配慮する。</p> <p>イ 附帯施設の形態、色彩、修景については、1(1)イ 工作物の新改増築 (ア) 建築物の取扱方針に準ずる。</p> <p>ウ 標識類の色彩、構造等は、1(1)エ 広告物の設置等 (イ) その他の広告物 の取扱方針に準ずる。</p> <p>&lt;管理方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性を確保するため、適宜、耐潮性のある資材等を使用する。</li> <li>・快適な利用ができるよう歩道入口には案内板及び駐車場等、歩道沿いには道標、解説板、卓ベンチ等の整備を行うこと。</li> <li>・解説板や案内板については、乱立により風致景観が損なわれることがないように、設置目的に照らして必要と認められるものに限ることとし、必要に応じて統合を図る。</li> <li>・歩道外への立入りにより、植物の損傷や裸地化、利用者への危険のおそれがある場合は、注意標識、防護柵等を整備する。</li> </ul>
<p>(3) 単独施設</p> <p>ア 園地</p>	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>展望、自然観察、散策、休憩、ピクニック等、当該園地の持つ機能や性格を勘案して全体計画を策定し、計画的に整備を進める。また、地形・地質、植生、展望等の自然条件を活かした整備に努めること。</p> <p>休憩所、展望施設、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正な配置とする。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>(ア) 特別な用途(展望台等)の場合を除き、建築物の構</p>

事業の種類	取扱方針
	<p>造及び意匠等は、1(1)イ 工作物の新改増築 (ア) 建築物に準ずる。</p> <p>(イ) 広告物の色彩、構造等は、1(1)エ 広告物の設置等の取扱方針に準ずる。</p> <p>&lt;管理方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者は危険箇所の点検、草刈、清掃等を定期的を実施する。</li> <li>・展望施設については、立地条件を活かすことで必要最小限の規模にとどめ、木竹の繁茂により展望が妨げられている場合は、適切に木竹の通景伐採を行うこと。</li> </ul>
イ 宿舍	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>形態、構造、意匠については、周囲の自然や街並みに配慮する。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>(ア) 建築物の高さは、13m以下とする。</p> <p>(イ) 建築物の構造及び意匠等は、1(1)イ 工作物の新改増築 (ア) 建築物の取扱方針に準ずる。なお、現在勾配屋根でない建築物については、増改築等に際し、増改築部分については勾配屋根又は傾斜パラペットを設置するものとする。</p> <p>(ウ) 広告物の色彩、構造等は、1(1)エ 広告物の設置等の取扱方針に準ずる。</p> <p>(エ) 周辺の環境、公園利用等に支障のない汚水の処理方法、放流先とする。</p>
ウ 博物展示施設	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>自然情報の提供機能を備えた、自然とのふれあいを増進するための基幹施設として整備すること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>(ア) 建築物の構造及び意匠等については、1(1)イ 工作物の新改増築 (ア) 建築物の取扱方針に準ずる。</p> <p>(イ) 周辺の環境、公園利用等に支障のない汚水の処理方法、放流先とする。</p> <p>(ウ) 広告物の色彩、構造等は、1(1)エ 広告物の設置等の取扱方針に準ずる。</p>

事業の種類	取扱方針
	<p data-bbox="533 322 727 356">&lt;管理方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="533 369 1350 595">・自然公園の適正な利用のために、最新の自然情報やアクティビティの情報を発信するとともに、地域の地形・地質、動植物、自然現象、歴史、人文等について、多言語化も含め利用者に分かりやすく解説する施設として機能するよう管理する。</li> <li data-bbox="533 609 1350 734">・利用者が直接自然とふれあい体験をするための支援や自然とふれあえる場に誘導する機能を備えるよう管理する。</li> </ul>

## VI. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

吉野熊野国立公園は、優れた自然の風景地の保護と利用の増進だけでなく、生物多様性の保全、環境教育の推進、地域振興、文化の源泉、生活環境の保全という面でも重要な役割を担っている。これらは地域特有の魅力でもあり、地域の関係者や官民が一体となって連携していくことでさらに高められるが、そのためには、国立公園のより良い将来像を地域で共有し、地域の実情に合わせてそれを実現していくための体制を構築することが必要となる。そこで、本地域においては、国立公園の管理運営を地域の様々な主体が協働して行う仕組み（協働型管理運営体制）を構築することを目指し、「吉野熊野国立公園田辺地域連絡協議会」を設置し、協議を進めてきた。本協議会では、本地域の適正な保全及び利用の推進を図るため、ビジョン、管理運営方針等を検討し、決定した内容は本計画に位置付けるとともに、本計画に基づき、各主体が実施する具体的な取組を取りまとめた「行動計画」を策定した。

今後、各主体において本計画及び行動計画に基づく取組を推進していくとともに本協議会で行動計画等の取組の進捗状況を確認し、取組における課題の抽出やその対応について検討するなど、相互の連携を強化し、協働で国立公園の適正な管理運営を進めていく。また、国立公園の区域に重複もしくは隣接する世界文化遺産、ジオパーク、世界農業遺産等における各種取組とも連携を図りながら、本計画及び行動計画に基づく取組をより効果的に推進していく。

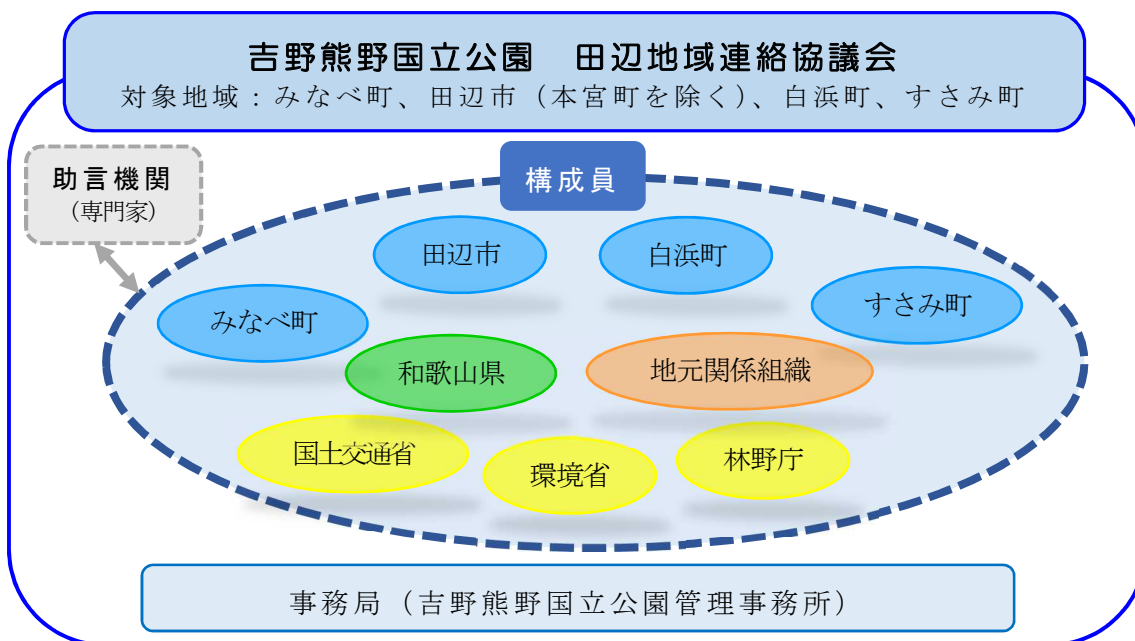


図 10. 吉野熊野国立公園田辺地域連絡協議会構成図

## Ⅶ. 参考資料

- (1) 吉野熊野国立公園田辺地域連絡協議会設置要綱
- (2) 吉野熊野国立公園特別地域内指定植物一覧
- (3) 吉野熊野国立公園田辺地域内海域公園地区内指定動植物一覧
- (4) 吉野熊野国立公園田辺地域内乗入れ規制区域

## 吉野熊野国立公園田辺地域連絡協議会設置要綱

### (目的)

第1条 「吉野熊野国立公園田辺地域連絡協議会」(以下、「協議会」という。)は、吉野熊野国立公園田辺地域(和歌山県日高郡みなべ町、田辺市(本宮町を除く)、西牟婁郡白浜町、すさみ町の4市町を指す。以下同じ。)における行政機関、地元関係組織など多様な関係者と国立公園に関する情報共有や意見交換、諸般の課題の解決に向けた検討や対策を行うとともに合意形成を図るなど、効果的な協働型管理運営の取組を進め、国立公園の適正な保全や利用に資することを目的とする。

### (構成)

第2条 協議会は、吉野熊野国立公園田辺地域の管理運営に携わる行政機関及び地元関係組織から成り、別表により構成する。

### (会長及び議長)

第3条 協議会の会長は、近畿地方環境事務所吉野熊野国立公園管理事務所長の職にある者をもって充てる。

- 2 協議会の議長は、会長が務める。
- 3 議長は、会務を総理する。

### (協議事項)

第4条 協議会においては、次の事項について協議や連絡調整等を行う。

- 1) 地域における国立公園の管理運営等の合意形成
- 2) 管理運営や行動計画に関する基本方針、基本計画等の検討及び計画等の進捗管理
- 3) 広域連携や協働取組の促進に関する検討
- 4) その他、協議会の目的達成に関する情報交換、意見交換等

### (協議会の開催)

第5条 協議会は、会長が年1回構成員を招集し、開催する。なお、必要に応じて臨時に招集することができる。

(助言機関の設置)

第6条 会長は、必要に応じて構成員以外の有識者等に対し、協議会における協議事項に関する意見を求めることを目的に、有識者等からなる助言機関を設置することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、近畿地方環境事務所吉野熊野国立公園管理事務所（担当：田辺管理官事務所）に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年2月21日から適用する。



(別表)

吉野熊野国立公園 田辺地域連絡協議会 構成員

行政機関	環境省 近畿地方環境事務所 吉野熊野国立公園管理事務所 所長 ※
	林野庁 近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署 地域林政調整官
	国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 道路管理課 課長
	国土交通省 近畿運輸局 和歌山運輸支局 首席運輸企画専門官
	和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課 自然環境室 室長
	和歌山県 西牟婁振興局 健康福祉部 衛生環境課 課長
	みなべ町 産業課 課長
	田辺市 市民環境部 環境課 課長
	田辺市 商工観光部 観光振興課 課長
	白浜町 観光課 課長
	すさみ町 産業振興課 課長
地元関係 組織	みなべ観光協会 会長
	田辺観光協会 会長
	一般社団法人 南紀白浜観光協会 会長
	一般社団法人 すさみ町観光協会 会長
	和歌山県立自然博物館 館長
	すさみ町立エビとカニの水族館 館長

※は会長を示す

吉野熊野国立公園特別地域内指定植物一覧

吉野熊野国立公園田辺地域内の特別地域において、採取または損傷を規制する植物は次のとおりである。

(採取等規制植物表：令和4年度官報告示予定)

科名	種名
ミズゴケ	ミズゴケ属 <i>Sphagnum</i>
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、スギラン、ナンカクラン
イワヒバ	ヒモカズラ
マツバラ	マツバラ
ハナヤスリ	エゾフユノハナワラビ、ハマハナヤスリ
リュウビンタイ	リュウビンタイ (リュウビンダイを含む。)
ゼンマイ	シロヤマゼンマイ
コケシノブ	チチブホラゴケ
ヤブレガサウラボシ	スジヒトツバ
キジノオシダ	ヤマソテツ
ヘゴ	クサマルハチ、ヘゴ
ホングウシダ	シンエダウチホングウシダ、ハマホラシノブ、サイゴクホングウシダ (サイゴクホングウシダ)、ホングウシダ (ニセホングウシダ)
イノモトソウ	タキミシダ、ナカミシシラン (ミヤマシシラン)、ハチジョウシダ (シマハチジョウシダ)、ヤワラハチジョウシダ、ヒカゲアマクサシダ (ウスバハチジョウシダ)
コバノイシカグマ	ユノミネシダ
チャセンシダ	オオタニワタリ、ヤクシマホウビシダ
シンガシラ	ハチジョウカグマ (タイワンコモチシダ)
メシダ	タカネサトメシダ、ヒロハノコギリシダ、シマシロヤマシダ、ミヤマシダ
ヒメシダ	アミシダ
オシダ	ヒロハナライシダ (ヒロハノナライシダ)、オトコシダ (オオオトコシダ)、ナンタイシダ (ヤマシノブ)、ムラサキベニシダ、ヒロハアツイタ (ヒロバノアツイタ)、アツイタ、オリヅルシダ (キヨズミオリヅルシダ)
シノブ	キクシノブ

科 名	種 名
ウラボシ	ヌカボシクリハラン、コウラボシ、ヒロハヒメウラボシ、イワオモダカ、ミヤマウラボシ
ウマノスズクサ	クロフネサイシン、ウスバサイシン（サイシン、カワリウスバサイシン）
モクレン	オオヤマレンゲ（ミヤマレンゲを含む。）
サトイモ	オオミネテンナンショウ（ムラサキユモトマムシグサ）、ナンゴクウラシマソウ
チシマゼキショウ	チャボゼキショウ（アポイゼキショウ）、ハナゼキショウ（イワゼキショウ）
トチカガミ	スブタ（ナガバスブタ、コスブタ、ナガヒゲミスブタ）、ヤマトウミヒルモ（ニッポンウミヒルモ）、ウミヒルモ
シバナ	シバナ（ウミニラ）
アマモ	コアマモ（ヒメアマモ）
カワツルモ	カワツルモ
ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ、ウエマツソウ（トキヒサソウ、ムニンホンゴウソウ）
ビヤクブ	ナベワリ
シュロソウ	キイヒメシライトソウ、チャボシライトソウ（ヒナシライトソウ）
ユリ	ツバメオモト、カタクリ（カタカゴ）、ササユリ、クルマユリ（チシマクルマユリ、ホソバクルマユリ、タガイハクルマユリ）、キイジョウロウホトトギス、ヤマホトトギス、チャボホトトギス

ラン	<p>ヒナラン (タカサゴヒナラン)、イワチドリ、マメヅタラン、ミヤマムギラン、キリシマエビネ (コキリシマエビネ、ヒロハノエビネ、ライシャエビネ)、エビネ (エビネランを含む。)、キンセイラン、ナツエビネ、キエビネ、サルメンエビネ (ヒダブチエビネ)、タカネ (タカネエビネ、ソノエビネ)、ギンラン (ユウシュンランを含む。)、キンラン、オノエラン、オサララン、カンラン (タイワンカンラン、セイバンソシン、ナガバソシン)、ナギラン、クマガイソウ (クマガエソウ)、イチヨウラン (ヒメヒトハラン)、セッコク (セキコク)、コイチヨウラン、エゾスズラン (アオスズラン)、タシロラン (タカトリラン)、カシノキラン (マキバラ)、マツラン (ベニカヤラン)、アキザキヤツシロラン (ヤツシロランを含む。)、オニノヤガラ、ハルザキヤツシロラン (フユザキヤツシロラン)、ベニシュスラン、アケボノシュスラン、ツリシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、ダイサギソウ (シマサギソウ、トウホサギソウ)、ハクウンラン (イセラン、ムライラン)、ムヨウラン、ホクリクムヨウラン、キイムヨウラン、ウスギムヨウラン (ウスキムヨウラン)、クロムヨウラン (ムラサキムヨウラン、サジガタスケロクラン)、アワムヨウラン、ギボウシラン (キンボクラン)、フガクスズムシソウ (フガクスズムシ)、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ (スズムシラン)、ボウラン (タネガシマボウラン)、ホザキイチヨウラン (ホザキフタバラン)、ニラバラ、アリドオシラン、フウラン、ノビネチドリ、コフタバラン (フタバラン)、ヒメフタバラン (オオフタバラン、ムラサキフタバラン)、アオフタバラン、ムカゴサイシン、ヨウラクラン、コケイラン (ヒメケイラン、ヒメコケイラン)、ムカデラン、ガンゼキラン (ホシケイランを含む。)、ジンバイソウ、ツレサギソウ、キソチドリ (ヒトツバキソチドリ及びナガバノキソチドリを含む。)、ソハヤキトンボソウ、トンボソウ (コトンボソウ)、ヤマトキソウ、ヒナチドリ、ウチヨウラン、ヤクシマアカシユスラン (シロスジカゲロウラン)、ヒトツボクロ、キバナノショウキラン、ショウキラン、カゲロウラン (オオスミキヌラン)</p>
----	---

科 名	種 名
キンバイザサ	キンバイザサ、コキンバイザサ
ワスレグサ	キキョウラン、ユウスゲ（キスゲ、アサマキスゲ）、ハマカンゾウ
ヒガンバナ	キイトラッキョウ、タマムラサキ（アマミヤマラッキョウ、ハマラッキョウ）、ギョウジャニンニク（ギョウジャノニンニク、アイヌネギ）、ハマオモト（ハマユウ）
クサスギカズラ	ケイビラン（ヤクシマケイビラン）、トサノギボウシ（スダレギボウシを含む。）（ウナヅキギボウシ、ウナズキギボウシ）、ヤマトユキザサ（ミドリユキザサ、オオバユキザサ）、ノシラン
ショウガ	アオノクマタケラン
カヤツリグサ	コタヌキラン（エゾコタヌキラン、ヤクシマコタヌキタン）、キノクニスゲ（キシユウスゲ、クロシマスゲ）、キシユウナキリスゲ（キシユウナキリ）、ミヤマイワスゲ（ソボサンスゲ、カンサイイワスゲ）、ヤリテンツキ
イネ	タイワンカモノハシ、ミチシバ（ハナビガヤ）、ヒロハノハネガヤ
メギ	ルイヨウボタン、サンカヨウ（キレハサンカヨウ）
キンポウゲ	ヒメイチゲ（ヒメイチゲソウ）、レンゲショウマ、サラシナショウマ（イッポンショウマ）、タカネハンショウヅル（ワクノテ）、コウヤハンショウヅル、トリガタハンショウヅル（アズマハンショウヅル、シロハンショウヅル）、コウヤシロカネソウ、ヒキノカサ、シギンカラマツ、ミヤマカラマツ（ケミヤマカラマツ）、タマカラマツ（タマカラマツソウ）
ボタン	ヤマシャクヤク（ノシャクヤク）
スグリ	ヤブサンザシ
ユキノシタ	キイハナネコノメ、ヤグルマソウ、ジンジソウ、ダイヤモンドソウ（ウチワダイヤモンドソウ及びナメラダイヤモンドソウを含む。）（ミヤマダイヤモンドソウ、トウホクダイヤモンドソウ、タケシマダイヤモンドソウ）、クロクモソウ（キクブキ、イワブキ）、センダイソウ
ベンケイソウ	アオベンケイ（アオベンケイソウ）、チャボツメレンゲ
マメ	ハカマカズラ、ミヤマトベラ

科 名	種 名
バラ	シモツケソウ、ミヤマダイコンソウ、イワキンバイ（アツバイワキンバイ）、ギンロバイ（ハクロバイ）、ツルキンバイ、タカネザクラ（ミネザクラ）、フジイバラ、イワガサ、イブキシモツケ（マンシュウシモツケ、ホソバイブキシモツケ、トウシモツケ、キビノシモツケ）、シモツケ（キシモツケ及びドロシモツケを含む。）（ホソバシモツケ）
クロウメモドキ	ハマナツメ、クロカンバ
イラクサ	ヒカゲミズ、ナガバイラクサ、コバノイラクサ
ニシキギ	シラヒゲソウ、ウメバチソウ（エゾウメバチソウ）、サイゴククロヅル
スマレ	キバナノコマノツメ（ケタカネスマレ）、シコクスマレ（ハコネスマレ）
トウダイグサ	ノウルシ、イワタイゲキ
フウロソウ	ヤマトフウロ、コフウロ
アカバナ	ケゴンアカバナ（タカネアカバナ、アムールアカバナ、ミヤマイワアカバナ、ヒメイワアカバナ、ニイタカアカバナ）
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	ミヤマガンピ（ヒオウ）
アブラナ	シコクハタザオ、クモナズナ、キバナハタザオ（キバナノハタザオ、ナタネダマシ）
ビヤクダン	ツクバネ
イソマツ	ハマサジ
タデ	イブキトラノオ（ホソバイブキトラノオ、イワイブキトラノオ）、クリンユキフデ、ハルトラノオ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ
ナデシコ	ヒメハマナデシコ、タチハコベ、ワチガイソウ
アジサイ	ギンバイソウ、ヤハズアジサイ、キレンゲショウマ（コダチレンゲショウマ）、バイカアマチャ（モッコバナ）
ミズキ	ゴゼンタチバナ
サクラソウ	ルリハコベ、ツマトリソウ（オオツマトリソウ）、モロコシソウ（ヤマクネンボ）、ユキワリソウ（オオユキワリソウ）、コイワザクラ（オオミネコザクラ）、イワザクラ（トサザクラ）

科 名	種 名
イワウメ	ナンカイヒメイワカガミ (ナンカイイワカガミ及びヒメイワカガミを含む。)、イワカガミ
マタタビ	ミヤママタタビ (ウスバシラクチヅル)
ツツジ	コメバツガザクラ (ハマザクラ)、ウメガサソウ、ミヤマホツツジ (ハコツツジを含む。)(ホナガミヤマホツツジ)、ホツツジ (マツキノハダ、ヤマワラ及びヤマバイキを含む。)(ヤクシマホツツジ、ヒロハホツツジ)、サラサドウダン (ヨウラクツツジを含む。)(フウリンツツジ)、シロドウダン (ベニドウダンを含む。)、ドウダンツツジ (ヒロハドウダンツツジを含む。)、カインアンサラサドウダン、ハナヒリノキ (オオハナヒリノキ、ホソバノハナヒリノキ)、シャクジョウソウ (シャクジョウバナ)、ツガザクラ、サツキ (サツキツツジ)、ホンシャクナゲ (シャクナゲ)、ツクシシャクナゲ、キヨスミミツバツツジ、アケボノツツジ、シロヤシオ (マツハダを含む。)(ゴヨウツツジ)、コメツツジ、オンツツジ (ツクシアカツツジ)、コケモモ (ヒロハコケモモ、オオバコケモモ)
アカネ	ヒロハコンロンカ (マルバコンロンカ)、サツマイナモリ (キダチイナモリソウ)、シラタマカズラ (イワヅタイ、ワラベナカセ)
キョウチクトウ	チョウジカズラ、ツルガシワ (オオツルガシワ)
イワタバコ	イワギリソウ
オオバコ	ハマクワガタ (イシガキグサ)、クガイソウ (ナンゴククガイソウを含む。)、キノクニスズカケ
アゼナ	シソバウリクサ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	ケブカツルカコソウ、ジャコウソウ (ヒロハジャコウソウ)、シモバシラ、ナツノタムラソウ、ミヤマナミキ
ハマウツボ	コシオガマ、ヒキヨモギ
モチノキ	ツゲモチ (オキナワソヨゴ、リュウキュウソヨゴ)、ホソバツルツゲ
キキョウ	ヒメシャジン (ホソバヒメシャジン、オクヤマシャジン)、バアソブ

科 名	種 名
キク	ヒロハテイショウソウ、フクド (ハマヨモギ)、コモノギク (タマギク)、ホソバノギク (キシユウギク)、クルマギク、キノクニシオギク (キイシオギク)、イワギク (ホソバチヨウセンノギク、モリイワギク、イトバイワギク)、ギョウジャアザミ、ワタムキアザミ、クサノオウバノギク (クサノオウバノヤクシソウ)、イズハハコ (ワタナ、ヤマジオウギク)、ドロニガナ、コウスユキソウ、メタカラコウ (オオメタカラコウ、ニシノメタカラコウ)、オオモミジガサ (トサノモミジガサ、トサノモミジソウ、モミジガサ)、カニコウモリ、ミヤマコウモリソウ (ミヤマコウモリ、モミジタマブキ)、ウスゲタマブキ、コウモリソウ、ニシノヤマタイミンガサ、アキノハハコグサ、オオダイトウヒレン、ミヤマトウヒレン、タイキンギク (ユキミギク)、アオヤギバナ (アオヤギソウ、オキナグサ)、クマノギク (ハマグルマ)、(ヤブレガサ)
スイカズラ	キンレイカ、キイベニウツギ
ウコギ	ウラジロウコギ (ミヤマコシアブラ)、ハリブキ
セリ	ミヤマトウキ (イワテトウキ、ナンブトウキ)、イヌトウキ、カワゼンゴ、ホタルサイコ、イワセントウソウ



吉野熊野国立公園田辺地域海域公園地区内指定動植物一覧

吉野熊野国立公園田辺地域内の海域公園地区において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物及びその区域は次のとおりである。

海域公園 地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制動 植物
ショウガセ 海域公園地 区	全域	南部湾沖に位置する暗礁ショウガセの中心から半径 300mの海域である。水深約-13mの最浅部先端から水深約-40mの海底までは急傾斜で断崖様に切り立ち、水深-40mから-50mの間は緩やかになる。水深約-30m前後の断崖にはヤギ類やウミカラマツ類、ウミトサカ類などの大型刺胞動物が豊富で、お花畑的景観がみられる。また水深約-40mの海底には、日本固有種で当地がタイプ産地であるオオカワリギンチャクの国内最大群生地があり、独特な海中景観を形成し、資源的にも景観的に重要な海域である。	28.2	オオカワリギン チャク、タコア シサンゴ*

※タコアシサンゴ (*Rhizotrochus typus*) は、ウチウラタコアシサンゴとも呼ばれる。

## 吉野熊野国立公園田辺地域内乗入れ規制区域

吉野熊野国立公園田辺地域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域及び期間は次のとおりである。

名称	区域	地種 区分	区域の概要	面積 (ha)	期間
千里 の浜	和歌山県日 高郡みなべ 町山内の一 部  (以上の区 域のうち、 道路、田、 畑、牧場及 び住宅の区 域を除 く。)	第1種 特別地域	高磯から目津崎の間に位 置し、延長約1.5km、幅約 100mの美しい砂浜海岸であ る。海上はるかに白浜を望 むことができる景勝地でも ある。  本地域はアカウミガメの 上陸・産卵地として重要な 地域であり、上陸・産卵環 境を保全し、砂浜の中に産 卵された卵や、孵化した仔 ガメの保護を図るため、車 馬（車輛、バイク、馬等） の乗入れを規制する必要が ある。	7	通年



